

第

15.2.2

第 10 号

務 种 莽 一 九 六 號

大正十五年一月三十日

警視總監 太田 政弘

係

内務大臣若槻禮次郎殿  
東京警備司令官殿  
社會局長官長岡隆一郎殿  
臺北司令官松井三郎殿  
東京地方裁判所檢事心殿  
北海道京都大阪神奈川愛知水庫  
福岡鹿島岡山静岡岩手青森  
各廳府縣長官殿

父兄母姉諸賢へ

また一つは會社の課長連が昨年下半期に於て電報用紙(約大七萬圓)設備の不備から受けた水害(約五萬圓)某羅諸の仕損じなどで多額の欠損を仕出来ししたのを埋合せのため、事業縮少するのだといふこと一つの原因です。  
しかし、そんなことは會社重役、課長連の誤ちであつて、決して従業員の主見任ではない。吾々はお互ひ従業員全休の福利のため、最初からなら全部助かるならまた全部といふ割合で、みんな一致團結して居ります。  
平素吾々従業員の方々、大きな願をしてゐる、工長とか職長とか、助手とか、運転手だけが會社の彼等恩課長連にゴマ擦つて、吾々従業員がどうならうとも自分ぞくよけりといふ態度をとつて居ります。これはこのストライキが一大社會問題として、右石川選民大會でござる。久堅白山御殿戸崎各町聯合會等も附かれてゐる有様であります。  
どうか吾々従業員一人ひとり立場を諒解下さいまして、父兄、母姉諸賢におかれまして、何卒御後援の程を伏して願上ます。以上。

廿四日

出版勞働組合  
右石川第一支部 第一支部  
共同印刷所議園一同